

税金に関するお知らせ

令和3年度町県民税などの申告について

令和3年1月1日現在黒潮町に在住する世帯に1枚の申告書を配付しています。

「申告書の提出が不要な方」に該当しない20歳以上の方は、前年の1月から12月までの1年間の収入などについて申告が必要となります。

この申告書は国民健康保険税・介護保険料の申告書も兼ねていますので、収入が無い場合でもその旨を記載して提出してください。

申告結果は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税などの算定資料としても使います。また、所得証明書などの税務証明の基礎資料としても使います。

申告書の提出がない場合は、国民健康保険税などの軽減措置が受けられない、所得証明書の交付ができないなどの場合があります。収入のなかった方や、障害年金・遺族年金などの非課税年金を受給している方も申告が必要となります。

すので、期限内の申告をお願いします。

ただし、次に該当する方は提出は不要です。

◆申告書の提出が不要な方

- ① 所得税の確定申告書(還付申告を含む)を提出された方
- ② 昨年中の収入が公的年金のみの方で、扶養控除、医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受けない方
- ③ 昨年中の収入が給与(1カ所)のみの方で、勤務先より年末調整済の給与支払報告書が提出されている方
- ④ 昨年中の収入が全く無く、黒潮町内の方に税の扶養をされている方

◆申告の際に必要なもの

- ① 印かん(認印)
- ② 収入や経費がわかるもの(給与、公的年金などの源泉徴収票、自営業の方は、収入の明細や経費の領収書など)
- ③ 生命保険や地震保険の控除証明書
- ④ 国民年金などの支払証明書
- ⑤ 医療費控除の明細書(内訳書)

※②、⑤については事前に集計をしておいてください。

◆本人確認について

本人確認のため「個人番号カード

ド」をお持ちください。

・個人番号カードをお持ちでない方
個人番号通知カードと次のような顔写真付のもののうちいずれかひとつ

・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード など
・顔写真付のものがない場合
個人番号通知カードと次のようなものふたつ
健康保険証・年金手帳 など

◆受付期間

2月16日(火)から3月15日(月)まで

※年金受給のみで所得税の還付を受けた方は2月10日(水)から15日(月)も受け付けます。

※次の日程で休日も申告の受付をします。

本庁 3月6日(土)
佐賀支所 3月7日(日)

忘れていませんか 軽自動車などの廃車手続き

乗らなくなったり、乗れなくなった原動機付自転車や軽自動車でも、3月31日までに廃車手続きをしないと、令和3年度も軽自動車税がかかります。

このような車両がありましたら、早めの手続きをお勧めします。
なお、車の種類によって次の表のとおり手続き先が異なりますので、ご注意ください。

軽自動車の種類	手続き先・連絡先
○原動機付自転車 (125cc以下) ○小型特殊自動車(農耕作業用のもの、トラクターなど)	本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3111
○軽自動車	軽自動車検査協会(高知市長浜) ☎050-3816-3125
○125cc超のバイク	高知運輸支局(高知市大津) ☎050-5540-2077

農耕車は軽自動車税がかかります

農耕車とは、トラクター・乗用装置付のコンバイン・田植機・運搬車両などの農耕作業用自動車など、大きさに関係なく乗用装置が付き、時速35km未満で走行するものです。これらの農耕車は、道路

を走らなくても軽自動車税がかかります。農耕車を登録されていない方は、本庁または佐賀支所窓口へ登録の届出をしてナンバーの交付を受けてください。農耕車を買った替え、廃車にしたときも、担当窓口で手続きが必要ですよ。

◆登録に必要なもの

- ・所有者の印かん(認印)
- ・車名
- ・車台番号
- ・総排気量
- ※代理の方が届出をする場合は、代理の方の印鑑も必要になります。

◆軽自動車税の減免(15%)

障がい者のために使用する車で、次の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税の減免を受けられます。

◆対象となる車両

- ・障がい者が所有し、自らが運転する車
- ・障がい者(18歳未満の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者)と生計を同じくする方を含む(が)所有し、生計を同じくする方が障がい者の通院通学など

のために運転する車
障がい者のみの世帯の方が所有し、常時介護する方が障がい者の通院通学などのために運転する車

◆申請に必要なもの

- ※障がいの程度などによる制限があります。また、軽自動車、普通自動車併せて1台に限ります。
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・個人番号カードまたは通知カード
- ・運転者の運転免許証
- ・印かん(認印)
- ・自動車検査証
- ・減免申請書(住民課にあります)
- ※「生計が同一であること」や「常時介護していること」、「通院、通学などを行っていること」を証明する書類が別途必要な場合があります。

◆申請期間(令和3年度分)

- 5月24日(月)まで
- ※4月1日現在、所有している車に限りです。
- ※4月2日以降に車を取得したり、障害者手帳の交付を受けた方は、翌年度から対象となります。

○お問い合わせ

本庁住民課住民税係

☎ 4312816

佐賀支所地域住民課総合窓口第1係

☎ 5513113

◆不法投棄は重大な犯罪です

一部のモラルのない人たちによる、廃棄物の適正な処理を行わない不法投棄があつとを絶ちません。この不法投棄の被害は、路上、山林、河川敷、空き地、川や水路などに流すという悪質なケースもあります。

投棄者が特定されるものについては、投棄物の処理などの指導を行います。悪質なものについては警察に被害届を出す場合もあります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰則の対象となり、「5年以下の懲役または、1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)」と定められています。廃棄物は決められたルールに従って処理しましょう。

○お問い合わせ

本庁住民課環境保全係

☎ 4312800

佐賀支所地域住民課総合窓口第1係

☎ 5513113

◆ケーブルテレビ自主放送設備の更改に伴う放送休止のお知らせ

黒潮町ケーブルテレビ(IWK TV)は放送開始から8年が経過し、設備の老朽化に伴う障害が散見されることから、自主放送設備の更改工事を実施することとなりました。それに伴い、左記の日程で自主放送の休止および停波が発生しますのでお知らせします。

◆休止期間

2月8日(月)～2月14日(日)

※シヨップチャンネルは放送されます。

◆停波時間

2月13日(土)午前0時～午前1時

※この間に2回程度の停波が発生します。

◆対象チャンネル

IWK TV(ch11)

※そのほかのチャンネルには影響ありません。

○お問い合わせ

本庁情報防災課情報推進係

☎ 4312188